



望ましい環境像の実現に向けた取組

第4章では、目標を達成するための具体的な施策を体系的に整理するとともに、取組の進捗状況进行评估する関連指標を設定しました。さらに、計画全体をけん引する役割を担う重点プロジェクトを掲載しています。

第4章

望ましい環境像の実現に向けた取組

施策体系

分野	施策の柱	施策方針
1 自然環境分野	基礎情報の調査・収集	生物多様性の把握・モニタリングの継続 生物多様性に関する情報の共有化
	生物多様性の保全	生物多様性保全の推進 有害鳥獣対策及び外来生物対策の推進 生態系の保全、自然再興の実現に向けた取組の推進
	生物多様性の創出	恵み豊かな緑と水の創出 市街地における緑の保全・創出
	生物多様性の活用	地産地消の推進 生物多様性を学ぶ、触れ合う場と機会の提供 生態系サービスの活用検討
2 生活環境・資源循環分野	公害対策の推進	公害の防止
	資源循環型社会の構築	5Rの推進 環境に配慮した収集・処理の推進
3 気候変動対策分野	清潔で快適なまちづくりの推進	清潔なまちづくり 快適で魅力あふれるまちづくり
	省エネ活動の徹底	家庭生活における省エネの推進 事業活動における省エネの推進
	再エネ導入・調達の拡大	再エネ導入の推進 再エネ調達の推進
	移動手段の脱炭素化	移動手段の転換等 自動車の燃料使用量の節減
	緑の活用	吸収源対策(グリーンカーボン)の推進
	気候変動への適応	農林水産業への影響への対応 水環境・水資源への影響への対応 自然生態系への影響への対応 自然災害への備え 健康被害への対策 産業・経済活動への影響への対応 国民生活・都市生活への影響への対応
4 人の活動分野	人材の育成	次世代を担う子ども達の育成 後継者の育成 あらゆる世代を対象とした普及啓発の実施
	協働体制の構築	協働体制の整備 市民との協働の促進 事業者との協働の促進

望ましい環境像

未来まで続く色彩躍る故郷あきる野くみんなで守る美しく豊かな自然

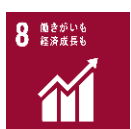
重点プロジェクト(★が付いている施策)

※次ページ以降において、重点プロジェクトに関連する施策の右側に「★」を記載しています。

1 自然環境分野

・生物多様性あきる野戦略

(方針)豊かな自然を守り育て、
多様な生きものと共生した環境を次世代へ継承する



施策の柱1

基礎情報の調査・収集

生物多様性の保全を進めるためには、生きものや生態系に関する情報を集め、現在の状況を把握することが重要です。そのためには、多様な主体が調査・情報収集に取り組んでいく必要があります。そして、得られた情報を市民・事業者と共有することで、保全活動の理解と参加を広げていく取組が欠かせません。

本市では、生物多様性の状況をモニタリング*するため、あきる野市自然環境調査部会や森林レンジャーあきる野による調査が行われ、継続的にデータが蓄積されています。より効果的な保全活動に取り組むためには、これらのデータの更なる活用が必要です。また、保全すべき場所の所有者が不明であるため、保全や自然再興に向けた取組に着手できない問題があります。

そのため、これまで蓄積してきた情報の整理や集約により生物多様性の変化を把握し、情報発信するとともに、森林の土地の所有に関する情報管理を進め、保全活動を促進します。

目指す姿

- 生物調査等が適切に実施され、生物多様性の現状等が把握されている
- 生物多様性に関わる情報が推進主体間で共有され、効果的に活用されている



生物多様性という言葉の定義

生物多様性基本法では、生物多様性を次のように定義しています。

「(定義) 第二条 この法律において「生物の多様性」とは、様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう。」

つまり、生物多様性とは、森林や河川、耕地、市街地などに様々な生態系が存在すること、生態系の中に様々な種が存在すること及び同じ種の中でも形や模様などが異なるなど様々な遺伝子が存在することをいいます。

施策方針1 生物多様性の把握・モニタリングの継続

- (1) 各種調査の継続・実施をします
- (2) 生物多様性に関する各種情報の集約、管理、共有、活用をします

施策方針2 生物多様性に関する情報の共有化

- (1) 市内の生物多様性の現状、市民参加等に関する情報発信内容の工夫や充実を行います ★
- (2) 各種情報を様々な方策や機会を通じて発信します ★

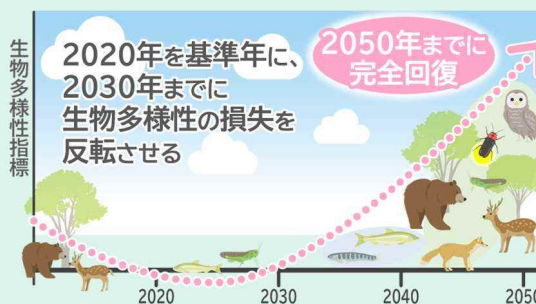
関連指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和17年度)
生物調査の実施回数（回）	491	現状維持
生物多様性という言葉の認知度（%）	83.9	90.0
外来種という言葉の認知度（%）	97.1	99.0
生物多様性に関する情報発信件数（件）	25	現状維持



コラム

ネイチャーポジティブ（自然再興）とは

「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを目指す考え方です。地球上では多くの生きものが急速に姿を消しており、過去1,000万年の平均に比べて10～100倍のスピードで絶滅が進んでいるといわれています。これまでの「守る」だけの取組では足りず、経済・社会・政治・技術など、あらゆる分野が力を合わせて、自然をより良い方向へと向けていくことを目指します。



施策の柱2

生物多様性の保全

希少な生きものが生息・生育できる環境を将来にわたって残していくためには、生物多様性の保全に向けた方針を共有するとともに、重点的に保全すべき生きものの検討や保全すべき場所の設定をしていくことが必要です。

また、シカやイノシシなどの野生生物の生息範囲が拡大し、森林の植生の衰退や農作物への被害が深刻化しています。さらに、アライグマなどの外来生物の増加により、在来種*や希少な生きものの減少が進むなど、生態系に大きな影響が生じています。

こうした状況を踏まえ、里地・里山や農地、河川の生態系の維持を図るとともに、生きものの調査データや土地利用の情報を活用して、保全すべき区域の抽出や指定、保全地区の指定を進めます。また、あきる野市版レッドリスト*の充実など、地域の生物多様性を保全するための取組を強化していきます。

さらに、これまでの有害鳥獣対策及び外来生物対策の実効性を高める方法を検討するとともに、被害状況や捕獲情報の発信、東京都や周辺自治体との連携を通じた広域的な対策を推進します。

目指す姿

- 保全すべき区域の設定や重点的に保全する種の検討を通じて、生物多様性を保全するための仕組みが適切に運用されている
- 有害鳥獣対策や外来生物対策が継続・拡大している
- 野生生物の生息・生育環境の保全の取組が進められている



生物多様性の保全・創出・活用とは

生物多様性は私たちの生活を支える大切な基盤です。そのため、生物多様性の「保全」「創出」「活用」は、地球環境や人間の暮らしを維持する上で不可欠な取組です。

保全：今ある自然や生態系を守るような取組

創出：地域の自然や生態系を取り戻すような取組

活用：自然の恵みを暮らしや地域づくりに活かすような取組

施策方針1 生物多様性保全の推進

- (1) 重点的に保全する種の選定に向けて検討します ★
- (2) 生物多様性の保全、再生、創出、活用すべき区域の指定などを進めます ★

施策方針2 有害鳥獣対策及び外来生物対策の推進

- (1) 有害鳥獣対策及び外来生物対策を実施し、適切な生態系の保全を図ります
- (2) 有害鳥獣対策の継続と被害状況等の把握、対策の拡大・強化・連携を図ります
- (3) 外来生物対策の継続と被害状況等の把握、対策の拡大・強化・連携を図ります ★

施策方針3 生態系の保全、自然再興の実現に向けた取組の推進

- (1) 里地・里山の保全に関する取組を進めます ★
- (2) 森林の保全に関する取組を進めます ★
- (3) 農地の保全に関する取組を進めます ★
- (4) 河川の保全に関する取組を進めます
- (5) 地下水・湧き水の保全に関する取組を進めます

関連指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和17年度)
生息地等保全協定の締結件数 (件)	0	1
有害鳥獣による被害面積 (a)	68.5	10%減少
有害鳥獣による被害額 (千円)	1,796	10%減少
外来生物駆除活動の協力者数 (人)	97	150

施策の柱3

生物多様性の創出

本市にはトウキョウサンショウウオやトウキョウダルマガエル、カタクリ、カリヨセウツギをはじめとした希少種等、多様な生きものが生息・生育しています。しかし、宅地化の進行や里地・里山の荒廃等により、生きものの生息・生育に適した環境の劣化や喪失しつつある場所も見られ、早急に保全地域を維持、創出、再興していくことが必要です。市街地においては緑地や公園がこの機能を果たしており、公共施設などの緑の充実・拡大や市街地の緑化について取組を推進します。そのほか、里地・里山の保全、再興のための方策、計画（自然復興のための連携増進活動実施計画、郷土の恵みの森構想など）の検討や事業推進に関する取組を進めるとともに、生物多様性に配慮した農林業を推進します。

また、本市を流れる秋川・平井川においては、河川清掃、魚類の保護などの取組が継続的に行われています。一方近年では、生物多様性の面で河川環境の悪化も懸念されており、更なる環境の向上に向けた検討が求められています。そのため、魚類が産卵しやすい川づくり等により、生物多様性に配慮した魅力あふれる川づくりに関する取組を進めます。

生物多様性の保全において、生きものの生息・生育場所が、適切に配置され、有機的につながったネットワークの形成が重要です。

目指す姿

- 里地・里山の保全、再興の取組が進められている
- 河川環境が向上し、魚類等の水生生物の生息数や生息環境の回復が図られている
- 里地・里山から市街地まで、みどりのネットワークの形成が図られている



コラム

野生生物との共存

近年、本市でもシカやイノシシなどの野生生物が人里に現れることが増えています。これらの動物たちは、本来は山や森の中で暮らしていますが、エサ不足や生息域の変化などが原因で、人の生活圏に近づくようになってきました。

捕獲や出没情報の共有などの対策を行い、ただ排除するのではなく、人と野生生物が無理なく棲み分けて暮らしていける環境をつくるのが大切です。





30by30 目標と自然共生サイト

「30by30（サーティ・バイ・サーティ）」とは、令和 12（2030）年までに、陸と海の30%以上を健全な自然として守ろうという、世界共通の目標です。日本でも環境省が中心となって、この目標の実現を目指しています。

その一つの取組として、「自然共生サイト」の認定が始まりました。

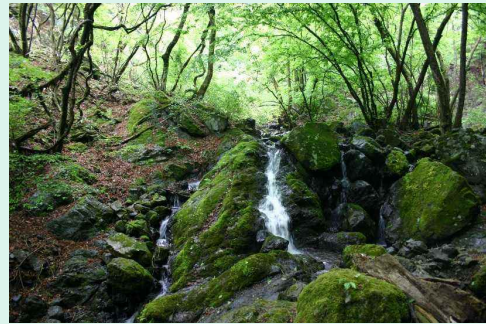
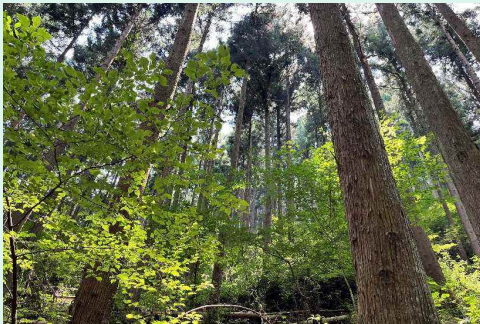
これは、企業や市民団体などの民間の取組で、生物多様性の保全が図られている場所を国が認定するものです。申請の方法としては、地方公共団体と地域団体が連携して申請するもののほか、企業が単独で申請できるものもあります。自然を守る活動をしている場所が、しっかり評価される仕組みです。

そして、令和 7（2025）年 4 月からは、こうした自然共生サイトを支える「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（地域生物多様性増進法）」という新しい法律が施行されました。

この法律により、企業や NPO 等が里地・里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護などを実施するための「増進活動実施計画」を立てたり、市町村が取りまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う「連携増進活動実施計画」を立てたりすることで、自然共生サイトとして認定を受けることができます。

本市では、既に「サントリー天然水の森 とうきょう秋川」が自然共生サイトとして認定されています。

これからも、自然とともに生きる地域として、様々な取組が広がっていくことが期待されています。



サントリーホールディングス株式会社が活動を行っている「天然水の森 とうきょう秋川」

施策方針1 恵み豊かな緑と水の創出

- (1) 里地・里山の保全、再興のための方策、計画の検討や事業推進に関する取組を進めます ★
- (2) 生物多様性に配慮した魅力あふれる川づくりに関する取組を進めます

施策方針2 市街地における緑の保全・創出

- (1) 公共施設や市街地などの緑化の推進と市内に残る崖線*緑地等の保全を通じたみどりのネットワーク形成の検討を進めます

関連指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和17年度)
里地・里山における市民参加型活動の回数 (回)	164	現状維持
里地・里山における市民参加型活動の箇所数 (箇所)	28	現状維持
平井川の調査で確認された在来の水生生物の種数 (種類)	22	現状維持
市内におけるみどり率 (%)	80.6 (令和5年度)	現状維持 (令和15年度)
保存緑地*(樹林地)の指定面積 (㎡)	10,833.83	現状維持



コラム

農地の環境面の機能

近年、農地は私たちの食料を生み出す場としてだけでなく、豊かな自然環境を支える重要な役割を果たしていることが注目されています。

農地の周辺には小川や草場が広がり、トンボやカエル、ミミズ、チョウなど多様な生きものの暮らしの場となっています。

また、本市では、秋川や平井川沿いに田んぼが広がっており、豊かな自然の中でコメ作り体験ができる場所もあります。こうした場所では、子どもから大人までが自然と触れ合い、農地の恵みや生きもの大切さを実感することができます。



コメ作り体験の様子

施策の柱4

生物多様性の活用

本市では、野鳥や昆虫などの生きもの、木々の緑や河川の潤いを日常生活の中で感じられたり、自然の中で遊べる場所があるなど、自然環境を身近に感じることができます。そして、これらの自然環境を育む生物多様性は、空気の浄化やきれいな水、農畜水産物など、様々な恵みをもたらす多面的な機能を持ち、私たちの日々の暮らしを豊かにしています。

このような生物多様性の恩恵を享受し、活用することを通じて、自然の資源を適切に管理し、保全へつなげていくことを目指し、農畜水産物における地産地消の取組や、多摩産材の周知など、地元産材の活用の取組を進めます。また、本市の恵まれた自然環境を存分に生かして、生物多様性を学ぶ拠点の活用や自然との触れ合いの場と機会の提供を推進します。

目指す姿

- 生物多様性の恵みである地域の農畜水産物や地元産材の地産地消が定着している
- 生物多様性を学ぶ拠点や触れ合う場・機会の創出により、生物多様性に対する理解浸透が図られている
- 生物多様性の活用を通じて、適切な管理と保全が進んでいる

施策方針1 地産地消の推進

- (1) 農畜水産物における地産地消の取組を進めます
- (2) 地元産材の活用促進につながる取組を進めます

施策方針2 生物多様性を学ぶ、触れ合う場と機会の提供

- (1) 生物多様性を学ぶ拠点づくりや自然との触れ合いの場を提供する取組を推進します ★
- (2) 生物多様性の保全活動を行う担い手の育成のための講座やイベントを実施します ★

施策方針3 生態系サービスの活用検討

- (1) 生物多様性を持つ多面的な機能の活用を推進します ★

関連指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和17年度)
多摩産材(木材)の利用量 (m ³) ※	152.3	44.03
多摩産材(木材)の利用件数 (件) ※	15	13
地産地消の実施率 (%)	36.3	40
自然体験・学習イベントの開催回数 (回)	116	119
自然体験・学習イベントの参加人数 (人)	1,750	2,000

※多摩産材の利用用途は、土木工事、建築工事、什器です。目標値は過大であった令和4年度を除いた過去4年間の平均値に基づいて設定しています。



コラム

生態系サービスについて

生態系サービスとは、「食料や水の供給、気候の安定など、自然（生物多様性）から得られる恵み」のことをいいます。例えば、森は空気をきれいにし、水をためて川へゆっくり流す役割を持っています。本市ではこれに加えて、豊かな森林は林業の資源でもあるとともに、自然体験学習の場としても親しまれています。

また、川や田畑の周辺にはミツバチやトンボ、カエルなどの生きものが暮らし、農作物の受粉や害虫の抑制、土づくりに貢献しています。こうした見えにくい自然の力が、私たちの健康や生活を支えています。



コラム

本市の生物多様性の土台となる地形・地質

養沢や盆堀の山地は、日本列島が大陸の一部だった頃の、約1～3億年前に大陸の縁に形成された付加体*の岩石からなっています。日本列島が大陸から分裂した約1,500万年前に海底に堆積した地層が、五日市盆地や横沢入・網代の丘陵をつくっており、化石が多産します。約300万年前には、関東山地が隆起して大量の土砂を押し出し、草花丘陵や加住丘陵を形づくりしました。その後、氷河期や間氷期を繰り返す中で、五日市や秋留台地の段丘が形成されました。このように本市の大地は、地形・地質が多様で、それが生物多様性の土台になっています。

市では、日の出町、檜原村と連携して、地域資源を活用した持続可能なツーリズムの推進による地域活性化や、秋川流域ジオ情報室における秋川流域の地域資源の魅力の発信に取り組んでいます。

2 生活環境・資源循環分野

(方針)資源が循環し、清潔で快適なまちを創出する



施策の柱1

公害対策の推進

本市では、大気、水質、騒音、振動などの環境基準や要請限度に対して、概ね基準値を満たしており、良好な環境状態を維持しています。

今後も引き続き、環境の維持・向上を目指して、公害対策を継続するとともに、市民や事業者が安心して暮らせるように、大気汚染*や水質汚濁*、騒音、振動などに関する環境調査やモニタリングを実施し、その結果については環境白書や市ホームページなどを通じて市民へ情報提供を行います。また、生活排水による河川への汚濁負荷量の低減に向けて、公共下水道への接続や、合併処理浄化槽*への転換を促進します。

目指す姿

- 大気や水質、騒音、振動などに関する環境調査の継続により、公害に関する現状把握や情報提供の仕組みが維持されている
- 大気汚染や水質汚濁、騒音、振動などの公害対策が継続され、良好な環境の維持・向上が図られている

施策方針1 公害の防止

- (1) 環境調査と生活環境に関する情報の収集・公開を継続します
- (2) 大気汚染対策と悪臭対策を推進します
- (3) 事業所や家庭からの排水による水質汚濁防止対策を推進します
- (4) 工場や道路交通等からの騒音防止対策を推進します
- (5) 有害化学物質*対策を推進します
- (6) その他の公害対策・生活環境保全策(振動・土壌汚染対策等)を推進します

関連指標	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 17 年度)
環境基準の達成率(大気、水質など) (%)	99.98	100
生活排水処理率 (%)	95	97
水洗化率* (%)	98	99

施策の柱2

資源循環型社会の構築

市では、あさる野ごみ会議の活動等を通じて、市民や事業者との協働の下、3Rの取組を推進してきました。今後は、3Rにリフューズ及びリペアを加えた5Rの推進に向けて、市民や事業者が主体となった取組の啓発と体制構築を図ります。

第二次計画(改訂版)の評価において、本市のごみ総排出量は減少傾向にあります。可燃ごみに含まれる廃プラスチック割合は多摩地域の平均を上回っていました。ワンウェイプラスチック*の利用・提供の抑制など、発生量の低減の徹底を図ります。

また、生ごみの減量化については、食品ロスの削減や生ごみの水切りの徹底、生ごみ堆肥化を促進します。さらに、本市には様々な資源があり、有効活用されているものと、まだ活用されていないものがあると考えられます。そこで、まだ活用されていない市内の資源を抽出し、循環させ、利用する仕組みづくりを検討します。

環境に配慮したごみの収集・処理を進めるため、収集に係る環境負荷の低減や可燃ごみ焼却による発電などの継続や、食品残さのリサイクルの検討を推進します。

目指す姿	● 資源と集団回収を除く、市民一人一日当たりの可燃ごみ排出量について、令和6(2024)年度に対し約6.3%(35.7g/人日)削減している
	● 令和6(2024)年度に約27%だった資源化率について、約35%まで増加している
	● ごみの減量化や資源化(リサイクル)、処理処分を行う施設の充実が図られている



コラム

5Rとは

5Rとは、ごみを減らし資源を有効活用するためにできる、5つの行動を表した言葉です。

Refuse(リフューズ: 不要なものを買わない、断る)、Reduce(リデュース: ごみの発生を減らす)、Reuse(リユース: 繰り返し使う)、Repair(リペア: 修繕して使う)、Recycle(リサイクル: 再生利用する)の頭文字をとったもので、これらの行動を実践することで、環境への負荷が少ない循環型社会の実現につながります。



施策方針1 5Rの推進

- | | |
|--|---|
| (1) 市民や事業者が主体となった5R推進に向けた啓発と体制構築を行います | ★ |
| (2) 廃プラごみの発生量低減の徹底を図ります | ★ |
| (3) 家庭・事業所におけるごみ減量を促進します | ★ |
| (4) 食品ロスの削減を図ります | ★ |
| (5) 資源の再利用(リユース、リペア)を促進します | ★ |
| (6) 資源集団回収の推進・資源回収の充実等により、ごみの再生利用(リサイクル)を推進します | ★ |
| (7) あきる野市の資源の循環の仕組みづくりを検討します | ★ |

施策方針2 環境に配慮した収集・処理の推進

- | | |
|---------------------------|--|
| (1) 環境に配慮したごみの収集・処理を推進します | |
|---------------------------|--|

関連指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和14年度)
市民一人一日当たりの可燃ごみ排出量 (g/人日)	564.7	529.0
市民一人一日当たりの不燃ごみ排出量 (g/人日)	11.2	10.3
市民一人一日当たりの粗大ごみ排出量 (g/人日)	36.3	33.8
資源化率 (%)	27.0	35.0
ごみ処理によって回収可能となる資源化量 (t) ※可燃ごみ残さや粗大ごみ破碎処理により回収可能となる鉄、非鉄類の重量	1,280	—

施策の柱3

清潔で快適なまちづくりの推進

誰もが愛着をもてる清潔なまちづくりに向け、不適正な屋外広告物の撤去や空き地・空き家の適正管理・利活用、ペットの適正飼育の意識啓発等を実施してきました。快適なまちの維持・創出に向けて、今後もこれらの取組を継続します。

さらに、本市の魅力ある街並みや自然を守るため、一斉清掃等の取組を継続するとともに、まちのクリーンアップ活動の実施や、アウトドア等における環境倫理*の啓発を図ります。

また、本市の緑が多いという特性を生かし、歩きやすい散策路、遊歩道等の整備を通して、快適で魅力あふれるまちづくりを継続します。

目指す姿

- 本市の魅力ある街並みや自然が、多様な主体の取組によって清潔に美しく保たれている
- 良好な街並みが形成され、歩きやすい散策路や遊歩道が整備されている

施策方針1 清潔なまちづくり

- (1) 不適正な屋外広告物(看板等)や放置自転車の指導、撤去を推進します
- (2) 道路・街路樹・公園等の公共施設の適正管理を推進します
- (3) 一斉清掃の実施等、まちの清掃活動を推進します ★
- (4) ポイ捨て・不法投棄対策を推進します ★
- (5) 空き地の適正管理、空き家の適正管理・利活用等を推進します
- (6) ペットの適正飼育の意識啓発を図ります

施策方針2 快適で魅力あふれるまちづくり

- (1) 良好な街並みづくり、歩きやすい散策路や遊歩道等の整備を推進します

関連指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和14年度)
一斉清掃の参加率(%)	30.6	現状維持
ボランティア袋の各施設での年間配布数(組) ※一斉清掃配布分を除く	1,804	2,000
SNS、一斉メール等で清掃活動を紹介した回数(回)	2	4

3 気候変動対策分野

- ・あきる野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
- ・あきる野市気候変動適応計画

（方針）地球温暖化を緩和するとともに、気候変動に適応する



施策の柱1

省エネ活動の徹底

二酸化炭素の排出削減に向けて、市では家庭や事業所における省エネ活動や省エネ設備・機器の導入促進について、普及啓発を行ってきました。

本市の二酸化炭素排出量の約3割を占める、家庭からの二酸化炭素排出量を削減することは、市内の二酸化炭素排出量の削減に大きく寄与することから、家庭における省エネ型のライフスタイルへの転換を促進します。また、省エネ設備の導入、住宅の断熱化(窓、ドア、床等)に対して活用可能な補助制度や光熱費の削減効果等のインセンティブとなる情報の提供を通じて、住宅の省エネ化を図ります。

市内事業者に対しては、脱炭素経営*や世界的な環境保全意識の高まりについて、広く啓発するとともに、国や都の補助制度に関する情報提供を通じた取組の支援を推進します。

市の事務事業においても、こまめな消灯などの省エネの取組を継続するとともに、公共施設への省エネ設備・機器の導入などを推進します。

目指す姿

- 家庭や事業所、公共施設において省エネ活動が定着し、エネルギー使用量の削減が図られている
- 市民、事業者、市において、環境に配慮した消費行動が定着している
- 家庭や事業所、公共施設への省エネ設備・機器の導入や省エネ改修が積極的に行われている

コラム

住宅の断熱化による様々なメリット

高断熱住宅は、冷暖房の効率向上による省エネに加えて、室内の快適性向上や健康維持などのメリットがあります。室内の温度差軽減によるヒートショックの予防や、結露防止によるアレルギーの原因となるカビ・ダニの抑制などが期待できます。



施策方針1 家庭生活における省エネの推進

- (1) 省エネ型のライフスタイルへの転換を促進します
- (2) 環境に配慮した消費行動の実践を促進します
- (3) 住宅の省エネ化を促進します

施策方針2 事業活動における省エネの推進

- (1) 事業活動における計画的な省エネ化を促進します
- (2) 建築物などの省エネ化を促進します
- (3) 市の事務事業における省エネ化を推進します

関連指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和12年度)
本市の二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)	279,000	165,000
市の事務事業における二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)	6,493	3,911
家庭部門の二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)	85,000	39,000
産業部門の二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)	23,000	12,000
民生業務部門の二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)	65,000	27,000



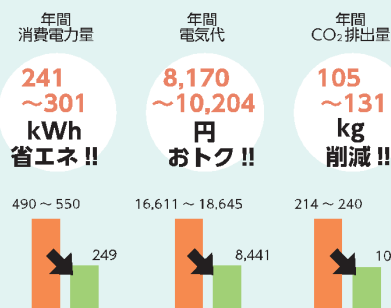
省エネ家電への買い換えで電気代を削減

家電製品は製造から使用、廃棄までの中で、使用段階の二酸化炭素量が多く、使用による二酸化炭素排出量を削減することが重要です。また、省エネ性能の高い家電への買い換えは、電気代の削減にもつながります。

環境省が提供する省エネ製品買換ナビゲーション「しんきゅうさん」を活用することで、家電製品の買い換えによる年間の消費電力量や電気代等の削減効果を簡単に知ることができます。

出典:環境省 デコ活ホームページ
(<https://ondankataisaku.env.go.jp/shinkyusan/>)

冷蔵庫 15年前と比べて 定格内容積:401~450L



出典:東京都 家庭の省エネハンドブック 2025



二酸化炭素排出量の削減目標達成に向けて、エネルギー使用量を低減する省エネ化だけでなく、使用するエネルギーの脱炭素化に向けて、再エネの導入と調達の拡大が重要です。

再エネの導入拡大に向けて、自然環境や景観の保全に配慮しながら、住宅や事業所、公共施設の屋根等への太陽光発電の導入を進めるほか、木質バイオマス*利活用に向けて、実現可能性について検討します。さらに、太陽熱利用や小水力発電、水素利用などの次世代エネルギーについての情報を収集し、導入・活用について検討します。

また、設備の導入が難しい住宅や事業所、公共施設においては、小売電気事業者*が提供する再エネ電力プランの利用を促進します。

目指す姿

- 家庭や事業所、公共施設において、再エネ発電設備の導入目標が達成されている
- 家庭や事業所、公共施設において、再エネ電力の調達目標が達成されている

施策方針1 再エネ導入の推進

- | | |
|---------------------------|---|
| (1) 太陽光発電設備の導入拡大を図ります | ★ |
| (2) 木質バイオマス利活用を推進します | ★ |
| (3) その他の次世代エネルギーの導入を推進します | ★ |
| (4) 再エネ電力の地産地消を推進します | ★ |

施策方針2 再エネ調達の推進

- | | |
|---------------------------------|---|
| (1) 家庭における再エネ電力の購入を促進します | ★ |
| (2) 事業所や公共施設における再エネ電力の購入等を促進します | ★ |

関連指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和17年度)
市内の太陽光発電設備導入量(累計)(MWh) ※FIT・FIP制度を活用した導入量	18,011 (令和5年度)	28,828 (令和12年度)
公共施設における実質再エネ電力の導入率(%)	41.51	100



コラム

再エネ電力の調達とは

平成28(2016)年から、電力小売の自由化によって、電力会社を自由に選べるようになりました。多くの「新電力」と呼ばれる小売電気事業者が再エネを電源とした電力プランを提供しており、住宅や事業所へ発電設備を設置しなくとも、電力契約を切り替えるだけで再エネ由来の電気を使うことができます。

再エネ電力プランの料金は、切り替え前と同等程度のものもあります。万一契約している小売電気事業者が倒産しても、電気が止められることはありません。また、災害復旧において、不利になることもありません。



再生可能エネルギー由来の電力プランへの切り替えでCO₂排出が実質ゼロの電気を使えます。

出典:環境省「再エネ スタート」ホームページ
(<https://ondankataisaku.env.go.jp/re-start/howto/05/>)を加工して作成

施策の柱3

移動手段の脱炭素化

これまで市では、二酸化炭素排出量の約4割を占める運輸部門からの二酸化炭素排出量を削減するために、移動手段の転換の促進と自動車の燃料消費の節減を図ってきました。

今後は、更なる脱炭素化した移動手段への転換を目指して、地域住民、来訪者のいずれにおいても、公共交通に関するリアルタイムな情報の提供やパーク・アンド・ライド*の導入などのマイカー利用抑制の手法や、自転車の有効活用方策の検討を行います。また、次世代自動車*や充電設備の普及促進を継続します。市の事務事業においても、徒歩や自転車での移動、公共交通機関の積極的な利用のほか、公用車の燃料使用量の節減、電気自動車などの次世代自動車の導入を継続します。

目指す姿

- マイカーの利用抑制と公共交通機関や自転車の利用促進が図られている
- エコドライブ*の定着や次世代自動車の普及により、運輸部門における二酸化炭素排出量が削減されている
- 公用車に次世代自動車(主に電気自動車)の導入が推進されている

施策方針1 移動手段の転換等

- | | |
|--------------------------------------|---|
| (1) マイカーの利用抑制を図ります | ★ |
| (2) 公共交通の利便性向上と利用促進を図ります | ★ |
| (3) 自転車の利用促進を図ります | |
| (4) 市の事務事業における環境負荷が小さい移動手段への転換を推進します | |

施策方針2 自動車の燃料使用量の節減

- | | |
|----------------------------------|---|
| (1) エコドライブの普及啓発を図ります | |
| (2) 次世代自動車等の普及を図ります | ★ |
| (3) 公用車の燃料使用量の節減、次世代自動車の導入を推進します | |

関連指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
運輸部門の二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)	97,000 (令和4年度)	83,000
JR 五日市線の1日当たりの利用者数 (人/日)	20,112 (令和5年度)	現状維持
路線バスの1日当たりの利用者数 (人/日)	8,790.9	現状維持
るのバスの1日当たりの利用者数 (人/日)	257.1	300.0
デマンド型交通の1日当たりの利用者数 (人/日)	16.6	25.0
公用車の次世代自動車導入率 (%)	25.0	30.0 (令和17年度)

施策の柱4

緑の活用

本市は、市域の約6割に及ぶ森林のほか、公園や住宅地にも緑が存在し、豊かな緑を有しています。これらの緑は、生きものの生息・生育の場となるだけでなく、二酸化炭素を吸収・固定する機能を有しています。

緑を活用し、生物多様性の保全と二酸化炭素の吸収源対策を進めるため、森林保全・活用のための整備や市街地の緑の充実・拡大を図ります。さらに、木質バイオマス利活用に向けて実現可能性について検討を進めるとともに、カーボンオフセット*の仕組みづくりや活用策の研究を継続します。

目指す姿

- 森林整備計画等に基づく、林業振興策・森林保全等の推進により森林の健全性が向上している
- 公共施設や公園、住宅地等、市街地の緑化が進んでいる

施策方針1 吸収源対策(グリーンカーボン)の推進

- (1) 森林の保全を推進します
- (2) 森林資源の活用を通じて森林保全を促進します
- (3) 市街地の緑化を推進します

関連指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和17年度)
グリーンカーテンの実施率 (%)	76.2	80
森林整備(主伐・間伐)面積 (ha) ※森林整備面積は、年度による変動があるため、現状値より目標値が小さくなっています。目標値は、これまでの整備実績に基づき設定しています。	140 (令和5年度)	88 (令和12年度)



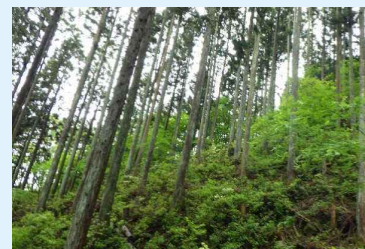
コラム

グリーンカーボン

森林等は、光合成によって大気中の二酸化炭素を吸収し、長期間にわたって固定することができ、吸収・貯留された炭素をグリーンカーボンといいます。

植林や間伐などの整備を行った森林による二酸化炭素吸収量は、「クレジット」として国の認証を得ることで、日常生活や事業活動によってどうしても排出される二酸化炭素の埋め合わせとすることができます。

また、グリーンカーボンの創出は、脱炭素の実現だけでなく、土砂災害の防止や降った雨水を長時間とどめる水資源の維持など、様々な効果が期待されます。



整備された森林

市では、気温の上昇や大雨の頻度の増加、それに伴う熱中症等の健康被害や、自然災害への対策に取り組んできました。

現在も、本市の平均気温は上昇傾向にあり、真夏日や猛暑日が増加、冬日が減少しています。また、市民ワークショップでは、このような気温の変化のほか、様々な変化が挙げられたことから、今後は、気候変動による農林水産業や自然生態系、感染症、産業等の幅広い分野において予測される影響に適応するために、7つの分野(自然災害、健康、農林水産業、水環境・水資源、自然生態系、産業・経済活動、国民生活・都市生活)において取組を推進します。自然災害分野をはじめとした災害による被害を最小限に抑え、速やかな復旧復興を目指す取組は、「あきる野市国土強靱化地域計画」と併せて推進します。

目指す姿

- 気候変動への適応に向けた各主体の役割について周知・啓発がされている
- 気候変動による自然災害や健康被害、生活への影響に対する備えが行われている
- 気候変動による農林水産業や観光などの、産業・経済活動への影響へ適切な対策がとられている

施策方針1 農林水産業への影響への対応

- (1) 気候変動による農林水産業への影響と対応策について、情報収集及び情報発信を図ります
- (2) 気候変動に適応した農作業環境の整備を推進します

施策方針2 水環境・水資源への影響への対応

- (1) 市民への節水の呼びかけ等、水の安定供給のための対策を推進します
- (2) 森林の水源かん養機能*の維持増進を図ります

施策方針3 自然生態系への影響への対応

- (1) 気候変動による森林や里地・里山の生態系への影響の把握と対応を推進します
- (2) 温度上昇や大規模な洪水の頻度増加による河川生態系への影響の把握を推進します

施策方針4 自然災害への備え

- (1) ハザードマップ*の周知徹底や防災・安心地域委員会との連携等により自然災害への備えを推進します
- (2) 河川の安全対策の早期実施、浸水対策等、激甚化する自然災害への対策を推進します

施策方針5 健康被害への対策

- (1) 熱中症の注意喚起と予防策の普及啓発を図ります ★
- (2) 気温上昇などによる感染症の発生状況の把握と対策の周知を図ります

施策方針6 産業・経済活動への影響への対応

- (1) 気候変動による産業への影響について情報収集を図ります ★
- (2) 気候変動による観光への影響について対策を検討します

施策方針7 国民生活・都市生活への影響への対応

- (1) 災害によるライフラインへの被害の軽減と備えの取組を推進します ★
- (2) 暑熱等による生活への影響の軽減を図ります ★

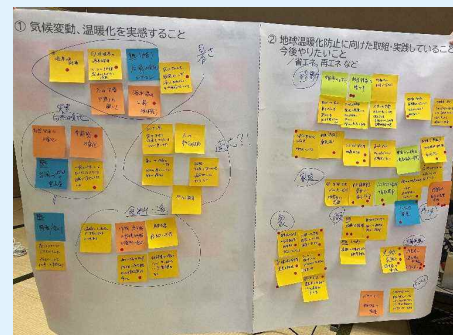
関連指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和17年度)
クーリングシェルター*登録施設数(累計) (施設)	17	27
熱中症搬送者数 (人)	56	48



コラム 市民の皆さんから寄せられた気候変動による変化

気候変動による変化は、平均気温や猛暑日数をはじめとした統計データで示されているものの他に、市民の皆さんが暮らしの中で感じているものも多くあります。

市民ワークショップにおいては、気候変動や温暖化を実感することとして、「夏が暑すぎる、夜になっても谷風が吹かず涼しくならない。」
「紅葉の時期が遅くなるなど、季節感が変わってきている。」「トマトのヘタの周辺の日焼けが増えた、作物の収穫時期の変化や不作が発生している。」「昔では考えられないほどの自然災害が頻繁におきている。」などが挙げられました。



市民ワークショップでのワークシート

4 人の活動分野

(方針)市民・事業者が環境への理解を深め、市と協働して取組を推進する



施策の柱1

人材の育成

市では、自然の大切さを理解し、主体的に環境保全等に取り組む気持ちを育むことを目的に、学校での環境教育や様々な場面での体験学習により子ども達の育成に取り組んできました。また、本市の環境保全等に携わるボランティア等の担い手の育成・活用を進めてきました。

子ども達が自然の中で遊び、学べる場所があることは本市の強みであり、このような自然豊かな環境に愛着と誇りを持つシビックプライドの形成を目指して、小宮ふるさと自然体験学校等の拠点施設を活用した自然体験活動や自然環境教育、イベントの継続と充実を図ります。

また、環境保全等を担う人材の充実に向けて、ボランティアや新規就農者の育成と活用、活動団体のイベントにおける専門家の登用等に取り組めます。さらに、あらゆる世代を対象とした普及啓発として、あきる野環境フェスティバルの開催、参加型イベントの実施などを推進します。

目指す姿

- 環境教育や自然体験学習が定着し、次世代を担う子ども達の育成が進んでいる
- 森林サポートレンジャーあきる野や農林業の担い手などが育成されている
- 各種取組のきっかけとなる普及啓発イベント等が実施されている

施策方針1 次世代を担う子ども達の育成

- (1) 小中学校における環境教育を推進します
- (2) 環境教育の場と機会づくりを促進します



施策方針2 後継者の育成

- (1) 担い手や後継者の育成や活用を促進します

施策方針3 あらゆる世代を対象とした普及啓発の実施

(1) 各種普及啓発の実施を検討、推進します



関連指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和17年度)
小中学校における環境教育の実施回数(回)	28	現状維持
認定新規就農者数(累計)(人)	15	25
あきる野環境フェスティバルの来場者数(推計)(人)	2,100	2,800



コラム

環境教育の取組紹介

市内小中学校では、環境月間(毎年6月)において、各学校の実情に応じた環境教育(エコキャップ運動、もったいない運動、地域の水田や畑を活用した体験活動など)を実施するとともに、児童・生徒がSDGs等に興味・関心をもち、自ら課題を設定し、探究する学習を進めています。

また、小宮ふるさと自然体験学校では、子ども達を中心に、自然との触れ合いの場を提供することにより、心豊かな人間性を育むとともに、地域の活性化を図るため、学校の自然環境教育や市内外の団体を対象とした自然体験事業などを実施しています。



環境教育活動の様子

本市では、あきる野市生きもの会議、あきる野市自然環境調査部会、あきる野ごみ会議等の行政と市民の協働による組織のほか、猟友会・農業者等で組織するあきる野の農と生態系を守り隊など、市民が中心となって環境保全活動を行う団体が多数存在しています。また、市の一斉清掃や水田・畑での体験学習、森林レンジャーあきる野が行う森の子コレンジャー活動、小宮ふるさと自然体験学校が主催する森っこサンちゃんクラブなど、様々な活動が行われています。

既存の取組の普及・拡大に加え、多くの主体の参加を後押しし、次世代へ継承していくことを目指して、市内の活動団体やそれら団体の活動内容について、情報を整理し、分かりやすく市民へ発信します。また、団体同士のネットワーク形成や世代交代を支援し、市民との協働を促進します。

さらに、企業や団体との協定による環境保全活動の実施等、事業者との協働を促進します。

目指す姿	● 市民団体等による環境保全活動が活発に行われ、団体同士や市との協働が図られている
	● 様々な主体が気軽に参加できる機会の維持・創出が図られている
	● 事業者や自治体等と協働した森づくりやその他の環境保全活動が行われている

施策方針1 協働体制の整備

- | | |
|--------------------------------------|---|
| (1) 各種委員会等の運営を通じた協働体制の強化を図ります | |
| (2) 活動団体への支援や活動団体同士のネットワーク形成の促進を図ります | ★ |

施策方針2 市民との協働の促進

- | | |
|-------------------------|---|
| (1) 市民が気軽に参加できる機会を創出します | |
| (2) 様々な団体と協働した取組を推進します | ★ |
| (3) 活動希望者に活動団体を紹介します | ★ |

施策方針3 事業者との協働の促進

- | | |
|---------------------------|---|
| (1) 事業者による環境保全活動の機会を創出します | ★ |
|---------------------------|---|

関連指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和17年度)
あきる野の農と生態系を守り隊の新規登録者数(累計) (人)	3	11
企業の森整備面積 (ha)	1.44	4.95



コラム

森林レンジャーあきる野の取組紹介

町内会・自治会が行う昔道・尾根道*の補修や景観の整備等を地域と協働で実施しているほか、登山道や山林地帯を巡視し、整備・補修するとともに、市内に生息する生きものの調査、滝や巨木などの地域資源の掘り起こし、森林レンジャーの次世代育成事業として森の子コレクション活動などを行っています。

さらに、地域の森づくりに関連した自然環境教育の開催など、森とその周辺にある地域資源の持つ魅力を市内外に向けて発信しています。



森林レンジャーあきる野の活動の様子



コラム

NbS/ネイチャー・ベースド・ソリューション

NbSとは、自然が有する機能を持続的に利用し、気候変動緩和・適応、防災・減災、資源循環、地域経済の活性化、人獣共通感染症*、健康などの多様な社会的課題の解決につなげるという考え方です。

東京都は、生態系の機能を活用して都が抱える社会課題に対応し、人間の幸福と生物多様性の両方に貢献する、企業や民間団体、行政による取組を「Tokyo-NbS アクション」として紹介・発信しています。

NbSの定義の概念
出典:国際自然保護連合(IUCN)ホームページ



重点プロジェクト

重点プロジェクトとは

重点プロジェクトは、本市の環境特性と課題を踏まえ、優先的に着手実行する取組で、計画全体をけん引する役割を担います。

望ましい環境像の実現に向けて、本市で特に解決が急がれる課題や、社会要請が高まっている取組に対して、より多くの市民・事業者が参加、協働して、発展性が期待できる内容を、中長期的な視点から設定し、本計画をけん引するプロジェクトとして推進します。

重点プロジェクトの概要

環境問題は環境分野間で相互に作用しており、それぞれの課題を複合的に解決することが求められます。さらに、私たちの日常生活や事業活動と密接に関連しているため、環境保全等に取り組むことは環境面だけではなく、経済面・社会面においても相乗効果をもたらします。

そこで、環境・経済・社会における課題の統合的な解決を念頭に置きながら、環境分野を横断・連携して取り組むプロジェクトとして4つの重点プロジェクトを設定しました。

	美しく豊かな自然を未来につなぐプロジェクト	みんなで守る美しい循環のまちプロジェクト	エネルギーの転換でストップ地球温暖化プロジェクト	環境配慮を暮らしの常識に！ビジネスの力に！プロジェクト
【期待される効果】				
自然環境	◎	○	○	○
生活環境 資源循環	○	◎	○	○
気候変動 対策	○	○	◎	○
人の活動	○	○	○	◎
社会・ 経済への 効果	本市を代表する自然資源の保全を通じた魅力向上、産業振興	日常生活・事業での取組、アウトドアレジャーにおける環境意識の向上を通じた愛着と誇りの形成	エネルギーの地産地消を通じたエネルギーの流出抑制、非常時の体制強化	各団体の環境保全活動やイベント等を通じたコミュニティ、連帯感の醸成

関連する施策について各分野の施策に「★」を付けています。



自然環境分野

美しく豊かな自然を未来につなぐプロジェクト

(1) プロジェクトの全体像

市では、里地・里山、森林、農地、河川などの自然環境を適切に保全・活用し、豊かな生物多様性を将来に引き継ぐための取組を推進しています。

本プロジェクトでは、こうした生物多様性の保全と活用を進めるために、市だけでなく、事業者や市民などの多くの主体と協働し、地域ぐるみで活動を進める仕組み・体制づくりを行います。

(2) 取組の方向性・期待される効果

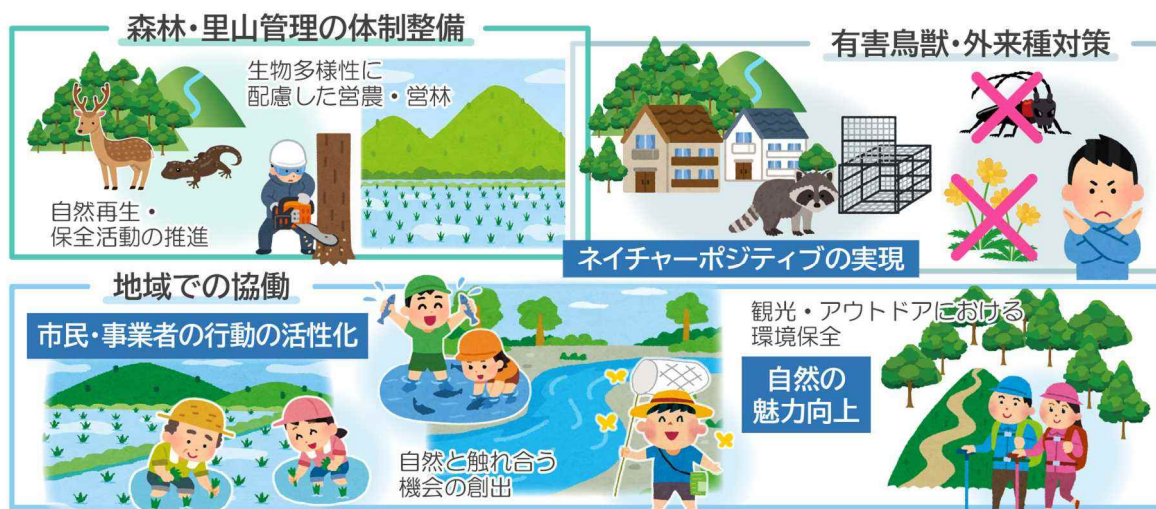
自然復興に向けて「連携増進活動実施計画」の認定等を通じた、計画的な保全活動を実行します。また、土地所有者や境界の明確化を進めることで、森林整備・保全活動を円滑にし、希少な生きものの生息・生育場所の適切な管理を後押しします。

林業や農業においても生物多様性へ配慮した営林・営農活動を通じて、自然環境と地場産業の調和を図ります。また、自然環境に関する市民活動団体と、土地所有者を含む市民が連携する仕組みを整えることで、保全活動の連携を強化し、より実効性の高い取組へとつなげます。

外来生物への対策は、情報発信や駆除方法の周知、空き家所有者への働きかけ等と連動した対応を展開し、生態系への影響を最小限に抑えます。さらに、東京都等と連携して継続的に実施します。

加えて、市民が自然と触れ合う機会の創出や、観光・アウトドアにおける環境意識の向上を通じて、持続可能な自然との共生を推進し、環境保全等への理解と行動の拡大を図ります。

本市の象徴である自然環境を形成する生物多様性の保全と活用を通じて、ネイチャーポジティブの実現、市民・事業者の主体的、積極的な行動の活発化、本市の魅力向上が期待されます。





みんなで守る美しい循環のまちプロジェクト

(1) プロジェクトの全体像

本プロジェクトでは、資源が循環する持続可能な地域の実現を目指して、市民・事業者・市が一体となった「5R(リフューズ・リデュース・リユース・リペア・リサイクル)」の実践を進めていきます。また、ごみのない自然や街並みが魅力的なあきる野市を目指して、清掃活動の拡大やアウトドアレジャーにおける環境意識の醸成を図ります。

(2) 取組の方向性・期待される効果

5Rの普及啓発に向けて、これまで市として推進してきた3Rに加えて、特に「リフューズ(不要なものを買わない、断る)」「リペア(修繕して使う)」の2つを重点的に取り組むことで、より根本的なごみの発生抑制を図ります。

リフューズ(Refuse)の促進に向けて、イベント等でのプラスチック製品の作成・配布を控える方針の徹底や市民へのマイバッグ・マイボトル等の利用を促進する事業者の取組の支援を通じて、廃棄物の発生そのものを抑制します。

リペア(Repair)の推進では、物品を修繕して使う活動に関する講演会やワークショップの開催を通じて、修繕し長く使えるものを選ぶという意識の定着を目指します。さらに、「購入時点での排出責任」について啓発を行うことにより、ライフサイクル全体を意識した消費行動を促進します。

また、SNSを活用した清掃活動の周知や、清掃活動を行う市民同士のネットワークの形成を促すとともに、登山やハイキング、川遊び、バーベキュー後のごみの持ち帰りの徹底等のアウトドアレジャーにおける環境意識の向上を図ります。

これらの取組を通じて、まちの景観・衛生環境の改善に加え、野生生物の生息・生育環境の保全が期待されます。さらに、美しい自然や街並みとそれを守るという意識が、あきる野市の“誇り”となるよう、責任ある行動の普及を進めます。





気候変動対策分野

エネルギーの転換でストップ地球温暖化プロジェクト

(1) プロジェクトの全体像

市は、「2050年ゼロカーボンシティ」を表明し、市民・事業者と連携して令和32(2050)年の温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指しています。また、本計画においては、短期目標として平成25(2013)年度比で二酸化炭素排出量を令和12(2030)年度までに50%削減し、消費電力の50%を再エネとすることを目標として位置付けています(第3章に掲載)。

本プロジェクトでは、ゼロカーボンシティの実現に一人ひとりが取り組む意義を共有しつつ、再エネ発電・熱利用設備の導入、再エネ電力プランへの切り替えを促進します。また、移動に伴う二酸化炭素排出量の削減に向けて、地域住民・来訪者の公共交通利用を促進します。

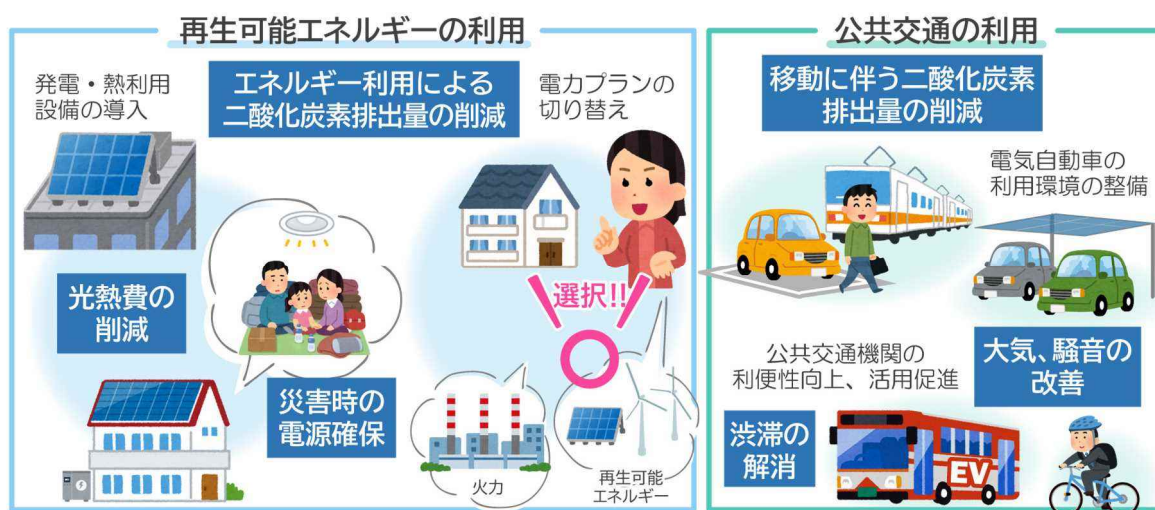
(2) 取組の方向性・期待される効果

市民や事業者の再エネ発電・熱利用設備の導入促進に加えて、設備の導入が難しい住宅や事業所においても、電力プランの切り替えによる再エネの利用促進を啓発します。また、国・東京都の支援策や導入による効果等のインセンティブを周知することで、費用面での設備導入の障壁を下げると同時に、再エネ利用の意欲向上を図ります。

市の事務事業において、公共施設への再エネ導入や、再エネ電力プランへの切り替えを実施し、率先して取組を推進します。

これらの取組を通じて、温室効果ガス排出量の削減のほか、地域内のエネルギー自給率の向上、災害時の非常用電源の確保、エネルギー費の流出抑制といった効果が期待されます。

また、来訪者や住民の公共交通利用の促進を通じて、マイカー利用の抑制を図り、移動に伴う二酸化炭素排出量の削減を目指します。これにより、地域交通の利便性向上や交通渋滞の解消、騒音等の改善も期待されます。





環境配慮を暮らしの常識に！ビジネスの力に！プロジェクト

(1) プロジェクトの全体像

環境問題の解決には、市民・事業者の主体的な行動が必要不可欠です。

本プロジェクトでは、市民・事業者の環境への関心向上と、日常生活や事業活動における、環境に配慮した選択や行動の定着を目指して、すべての環境分野の取組に関する普及啓発を行います。また、市民・事業者の環境保全活動への参加を後押しする仕組みづくりを通じて、市民・事業者・市が協働した環境保全活動が活発に行われる地域社会の形成を目指します。

(2) 取組の方向性・期待される効果

暮らしにおいては、省エネ活動の徹底のほか、エシカル消費*の啓発等を通じて、環境負荷の少ない製品やサービスを選択することを促進し、持続可能なライフスタイルの定着を図ります。

また、事業活動においては、省エネセミナーの実施等により、事業者の取組の拡大を図ります。さらに、脱炭素経営や NbS(ネイチャー・ベースド・ソリューション)等の情報の提供を通じて、事業活動において環境保全等の視点を取り入れ、ビジネスの力としていくことを推進します。

気候変動による影響は本市においても生じていることから、気候変動に適応した暮らしや、気候変動による産業への影響に関する情報の提供を通じて、地域の経済活動への影響、被害の軽減を図ります。

市民や事業者の主体的な参画を促すために、環境保全活動の見える化等を通じて、地域に根ざした環境保全活動の輪の拡大と継承を推進します。

環境保全等の取組の輪を拡大するとともに、このような活動を通じて、互いに協力する関係性を育むことで、コミュニティの醸成に寄与することが期待されます。

